

研究論文

これから求められる教員の資質について  
—高等学校で学ぶ障害のある生徒に関わって—

森 均\*

On the Qualities of Teachers That will be Needed in the Future:  
Based on Relationships with Students with Disabilities  
Studying in High School

Hitoshi MORI

【要 約】

筆者の大阪府公立学校教員に採用されて以来の教諭、高校教育課指導主事、教頭、障害教育課首席指導主事、校長等の経験のうち、特に高等学校の教諭時代に障害の軽い生徒に関わった事例をあげ、合わせて学校基本調査等の結果を考察し、全教員に対して放送大学の科目履修や教育職員免許法認定講習による第2種特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域）の取得を提言している。

\* 大阪女学院大学・短期大学

## 1 はじめに

本稿は、筆者の大阪府公立学校教員に採用されて以来の教諭、高校教育課指導主事、教頭（知的障害支援学校小・中学部）、障害教育課首席指導主事、校長（聴覚障害支援学校、知的障害支援学校、工業高校、普通科高校）等の経験のうち、特に高等学校の教諭時代に障害の軽い生徒に関わった事例をあげ、合わせて学校基本調査等の結果を考察し、全教員に対して放送大学の科目履修や教育職員免許法認定講習による第2種特別支援学校教諭免許状（知的障害者の教育に関する領域）の取得を提言する。また、現職教員の具体的な取得方法についても筆者の経験を踏まえて述べる。

## 2 筆者の経験から

次に述べる事例は、大阪府個人情報保護条例（平成8年3月）、発達障害者支援法（平成17年4月）等の施行、文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）が発出される前の事例である。

### (1) 英語が苦手なA君<sup>(1)</sup>

昭和58年度、工業高校の教諭として担任を務めていたが、私のクラスに英語が全くできないA君がいた。授業態度はまじめで、無遅刻無欠席。しかし英語だけはどうにもならなかった。1、2学期の教科担当者会議でも、英語担当教員から「このままでは欠点になる」と言われていた。

私は2学期期末考査試験の範囲が示されると、毎日A君を昼食時間に職員室に呼び、私が昼食をとる横で丸椅子に座らせて、試験範囲のLesson12～16を繰り返し読ませて訳させることにした。英語の苦手な私が、一文ずつ読ませては息を継ぐところを「そこは違う。こうや」と読み聞かせながら熟語や慣用句の見分け方を自己流で教えて、なんとか読んで訳せるように仕込んだのである。

3学期の学年末試験の前にも同じことをし、2年生に進級した。クラス替えの相談をした時、他の教員達は一齐に「A君は森先生、森先生に頼みます！！」と言う。その結果、3年間A君の担任をすることになった。3年生になってもA君の無遅刻無欠席は続いていた。そこを最大のアピールポイントにしてある鉄道会社の子会社に推薦し内定をもらった。

そして3月、卒業式の日。式を終えて生徒達と教室に戻ると教室の後ろに保護者が立ち並んでいた。私が最後の配布物を配り「じゃ、皆、元気だな」と言うと保護者の列の中から拍手が起り、しばらくするとひととき大きな泣き声が響き渡った。泣き声は感極まったA君の母だった。

### (2) 漢字が苦手なB君<sup>(2)</sup>

昭和60年度、卓球部の顧問として生徒達と一緒に淡路島に渡り4泊5日の夏季合宿を行っ

た。地元の高校との練習試合を終えた4日目の夜、夕食後にカラオケ大会が始まった。3年生が歌い、2年生も歌う。しかし1年生の中で先輩たちに促されても歌おうとしないB君がいたが、最後になって歌いだした。音程に狂いはないがテレビ画面に表示される歌詞の漢字はすべて飛ばして歌うのである。30名近くいた生徒達が畳の上で腹を抱えながら、のた打ち回って笑いこけた。歌っているB君もその様子がおかしいのか笑いながら歌っている。私も笑ってはいけないと思いつつもお腹が痛くなるほど笑ってしまった。

2学期が始まり、B君の担任にそのことを話したら、B君は提出物をすべて提出するが、すべてひらがなであると言っていた。

B君が3年生になって、就職試験の時期を迎えた。その年度に進路指導担当となっていた私はB君のことが気になって仕方がなかったが、B君は就職試験の際に学科試験も作文もなく、面接試験だけの会社を数社探して相談にきた。私はその中で一番将来性のある会社を薦めた。B君は中学時代から合わせて卓球部で6年間鍛えたスポーツマンである。あっさりと9月末には内定した。

### (3) 一言多いC君

昭和61年度、9月初め校内食堂で昼食をとっていた時のことである。生徒があふれる時間帯を避けて13時30分ごろだった。背広を着た一人の先生が近づいてきた。その方は、私が勤務している高校の定時制課程の教頭だった。私の隣に座り「非常勤講師をお願いしたい」と言う。一人の非常勤講師が急に退職し後任を探しているとのことだった。定時制課程の1時間目は17時25分から始まる。私の勤務時間は17時までであるので可能であるが、定時制課程で教えることは初めてであったので躊躇した。しかしその教頭先生は職員室に日参されるようになった。私は根負けして、引き受けることにした。

担当したクラスは3年生の16名だった。その中にC君がいた。今から振り返ると学習障害、コミュニケーション障害の傾向があった。全日制普通科高校を受験したが不合格になり定時制課程に入学してきていた。C君は思ったことをすぐに話してしまうことが多く、昼間働いてクタクタになって登校してきた生徒にとってはC君の一言が気に障るようで、よくたたかれていた。また昼間働いてストレスがたまっていた一部の生徒が教室内で机を投げ合って遊ぶ時があり、あおりを受けたC君が小指を骨折することもあった。とにかく一言多いのである。

2月上旬になって学年末試験の問題を作成し定時制課程の教務部に提出したところ、3日後にC君が自宅を訪ねてきた。私の家を調べ上げてきたのである。教えて欲しいと言って机に広げた問題は私が作成した学年末試験そっくりの問題だった。驚いたが恐らく担任がC君の学習障害のことを配慮してのことだと思った。私は黙って解き方を教えた。2日後、またやってきた。また同じことを教えた。そして試験の結果はかろうじて40点以上を取った。

なお、このクラスの担任は16名を卒業させて半年後に病死した。

### (4) 弱視で難聴のD君

平成5年度のことである。進路指導主事を務めていた私は、ある担任から片方の眼が弱視で、

片方の耳が難聴のD君の就職について相談を受けた。D君は最初から就職希望であった。担任と相談しまずD君自身で会社を探させ受験させることにした。しかし不合格だった。2社目も不合格だった。私は今までD君の思うとおりに受験させてきたが、従業員が約50人のある会社を紹介した。その会社は小さいながらも独自の技術を持っていたからである。しかしあくまで自分の意志で受験させるようにと3社の中からこの会社を選ばせるように仕向けた。そして受験の前にその会社の社長と直談判した。社長とは以前からの知り合いで是非生徒を紹介して欲しいと言われていたし会社案内等様々な資料をいただき財務状況等確認していた。今まで生徒を紹介する機会はなかったが、真面目なD君ならやっつけようと考えた。

D君には私が受験会社の社長と直談判したことを言わずに受験させた。D君はもちろん合格。D君は非常に喜んだ。18歳の社会人としての出発点で、私の働き掛けがあって入社させてもらったと思わせたくなかったのである。

入社して半年後、社長に「まあ、見てやってください」と言われて会社に行くと、D君は生き生きと現場で仕事をしていた。私の選択は間違っていなかったと思った。

#### (5) 場面緘黙症のEさん

平成8年度、大阪府教育委員会事務局高校教育課の指導主事を務めていた時である。ある普通科高校の教頭先生から相談があった。就職試験の面接練習の際、一言も話さない生徒Eさんがいると言うのである。Eさんは家庭内では家族と気軽に話をするが、家庭外では一旦緊張すると一言も話さないとのことで、困り果てていた。このまま就職試験を受験させても合格しないという相談だった。私も困り果てたが、当時の養護教育課の指導主事に相談し、職場実習に行かせるように指導した。手続きの方法や参考になる書面等もその高校の教頭先生に送った。

高校生の就職は、長年にわたって構築されてきた労働慣行がある。つまり、一部の地域を除いて7月1日に求人票の受付が始まり、夏季休業中に面談と調整を重ね受験先を決めて、調査書、履歴書などを9月5日には発送する。そして、9月16日から採用選考が始まる。つまり学校が求人票を受理するところから高校生の就職が始まる。しかし特別支援学校の場合は、全く求人票はこない。教員が職場実習先をさがして、職場実習させ、実習先で気に入られて初めて就労に向けての話が始まる。この手法を高校に伝えたのである。低身長の子の就職に関する相談の際もこの手法を伝えた。

### 3 学校基本調査等の結果による考察

#### (1) 学校数の減少

我が国の少子化の進行状況は、データを示すまでもなく広く認識されているところであるが、そのことは学校数の減少に明確に表れている。表1に、学校基本調査による学校数の推移を示す<sup>(3)</sup>。なお、平成6、16年度の特別支援学校数は、盲学校、聾学校、養護学校の合計である。

表1をみると、特別支援学校数は増加しているものの、小学校、中学校、高等学校は減少している。

森 均：これから求められる教員の資質について

表 1 学校数の推移

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成 6	24,635	11,289	5,497	968
平成 16	23,420	11,102	5,429	1,000
平成 26	20,852	10,557	4,963	1,096

(2) 障害の傾向のある児童生徒の増加

① 特別支援学級

小・中学校には、軽度の障害のある児童・生徒を教育するために、特別支援学級<sup>(4)</sup>がおかれている。きめの細かい指導を行うことができるよう、学級定員は8名が標準である。

表 2 に、小・中学校に特別支援学級を設置している校数と設置校の割合の推移を示す。

文部科学省特別支援教育課が公表している特別支援教育資料<sup>(5)~(7)</sup>などをもとに平成6年度から10年毎のデータを示したが、小・中学校ともに校数は減少しているものの、特別支援学級設置校が増えているので、その割合は大きく増加している。

表 2 特別支援学級の設置校数の推移

年 度	小学校			中学校		
	全校数	特別支援学級		全校数	特別支援学級	
		設置校数	割合 (%)		設置校数	割合 (%)
平成 6	24,635	10,383	42.1	11,289	5,248	46.5
平成 16	23,420	13,624	58.2	11,102	6,401	57.7
平成 26	20,852	16,085	77.1	10,557	7,851	74.4

② 通級による指導

次に、表 3 に通級による指導<sup>(8)</sup>を受けている児童生徒数の推移を10年毎に示す。通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒に対して、個別指導を中心とした指導をきめ細かに、弾力的に提供する教育である。この指導は週に数単位時間程度の指導であり、教科の学習等大半の授業は通常の学級で行われる。

表 3 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

年 度	小学校	中学校
平成 6	13,628	150
平成 16	34,717	1,014
平成 26	75,364	8,386

表3を見ると、平成26年度では小学校において通級による指導を受けている児童数は20年前の平成6年度に比べて5.5倍、10年前の平成16年度に比べて2.17倍に、中学校において通級による指導を受けている生徒数も、20年に前に比べて55.9倍、10年前に比べて8.27倍に増加していることがわかる。

通級による指導を行う教室は通級指導教室と呼ばれるが、その設置校は平成24年度の調査から公表されているので、平成24～26年度の設置状況<sup>(9)～(11)</sup>を表4に示す。

表4を見ると小・中学校においても全校数は減っているのにもかかわらず、通級指導教室設置校は増加しており、小学校においては設置割合が20%に達する状況がうかがえる。

表4 通級指導教室設置校数

年 度	小学校			中学校		
	全校数	通級指導教室		全校数	通級指導教室	
		設置校数	割合 (%)		設置校数	割合 (%)
平成24	21,460	2,781	13.0	10,699	498	4.7
平成25	21,131	2,991	14.2	10,628	566	5.3
平成26	20,852	3,693	17.7	10,557	645	6.1

③ 高校進学者中の発達障害等困難のある生徒

平成21年8月に公表された文部科学省の実態調査<sup>(12)</sup>では、中学校の通常学級に在籍し、同年3月に卒業した生徒約1万7,000人のうち、卒業時点で発達障害等困難があるとされた生徒は2.9%で、そのうち約75.7%が高校に進学していた。表5に、発達障害等困難があるとされた生徒の高校進学者に占める割合を課程別、学科別に示す。

表5 課程別、学科別における高等学校進学者中の発達障害等困難のある生徒の割合

課程	割合 (%)	学科	割合 (%)
全日制	1.8	普通科	2.0
定時制	14.1	専門学科	2.6
通信制	15.7	総合学科	3.6

表5をみると、全日制課程で1.8%、定時制課程で14.1%、通信制課程では15.7%がと発達障害等困難のある生徒であった。また、学科別においては、どの学科においても2.0%以上在籍していることがわかる。

4 第2種特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域）の取得

学校基本調査等の結果を見ると、表2～5に示したように軽度の障害のある児童生徒の増加

は明らかであり、高等学校においても通級指導教室の設置が検討<sup>(13)</sup>されている状況から、小学校・中学校・高校に関わらず教員には特別支援学校教諭免許状の取得が必要ではないかと考える。教員免許状には2種、1種、専修等があるが、現在取得されている教員免許状に加えて、第2種特別支援学校教諭免許状（知的障害者の教育に関する領域）<sup>(14)</sup>の取得を勧めたい。取得の方法については次に紹介する。

#### (1) 放送大学の利用

放送大学では、現職教員等が特別支援学校教諭の1種・2種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域）を取得する場合に必要な科目・単位の一部または全部を修得できる。<sup>(15)</sup>

放送大学には科目履修生として入学し、必要な科目を履修するわけであるが、1科目2単位あたり15回の衛星（BS）放送を聞く。放送は週に1回あり、15週にわたって聞くのであるが、放送時刻が勤務時間中の場合は予約録画しておくといよい。

15週の半ばまでに通信指導問題が送られてくるので期限までに解答し送り返す。その後、通信指導問題の添削結果、単位認定試験の受験票が送られてくる。単位認定試験は各都道府県おかれている放送大学の学習センターで行われる。なお、現在は科目履修生も放送大学のHPからインターネット出願できる。

なお、免許状を申請する際は、各学習センターで単位修得証明書を発行してもらう必要がある。

#### (2) 免許法認定講習の利用

免許法認定講習は、教育職員免許法施行規則第36条の規定により教員免許状の授与権者である各都道府県教育委員会や政令指定都市の教育委員会が、教員の資質の保持と向上を図ることを目的として、教育センター等で夏季休業中に開講している。費用は無料である。しかし、夏季休業中では時間的制約のため最大3単位しか受講できない状況にあるので数年かかって必要単位を修得する人が多いが、申込者が多いので単位数を多く取得している人、つまり特別支援学校教諭免許状の取得がその年度で可能になる人を優先する教育委員会もあるので、受講できないケースがある。その理由は、現在、特別支援学校では、特別支援学校教諭免許状がなくても教えることができる<sup>(16)</sup>が、文部科学省は特別支援学校教諭免許状がなければ特別支援学校において教えることができないようにしたい意向があり特別支援学校教諭免許状の取得率の向上が教育行政上の課題になっているからである。

なお、単位修得証明書は、大阪府の場合、学校を通じて本人に届けられる。

#### (3) 筑波大学免許法認定公開講座の利用<sup>(17)</sup>

本講座は教育職員免許法施行規則第43条の3の規定に基づいて、筑波大学大学院人間総合科学研究科（障害科学系）と附属特別支援学校教諭の連携協力のもと夏季休業中に開設されている。会場は筑波大学東京キャンパス文京校舎である。筆者が受講した平成20年度は全国各

地から500人を超える教員が受講していた。1単位につき15時間受講し、レポートを期限までに提出しなければならない。有料であるが、夏季休業中に6単位の修得が可能である。

なお、単位修得証明書<sup>(18)</sup>は本人宛に郵送される。

#### (4) 免許の申請手続きについて

3年間の実務経験が必要であるが、大阪府の場合は非常勤講師の期間も配慮される<sup>(19)</sup>。基礎免許状取得後、実務経験3年に満たない間に前述の方法で単位を修得しておき、実務経験3年を積んでから申請することもできる。なお申請といっても教育職員検定という位置づけである。

教育職員検定とは、各都道府県教育委員会が人物、学力、実務及び身体について検定を行い、教員免許状を授与するものである<sup>(20)</sup>。大阪府教育委員会の場合、教育職員検定願、実務に関する証明書、人物・身体検定に関する証明書(現職でない場合は、代わりに身体に関する証明書)を提出しなければならない。実務に関する証明書、人物・身体検定に関する証明書は、勤務先の所属長(校長・園長等)に提出し証明を受ける。なお、大阪府教育委員会の場合、各様式は大阪府のHPからダウンロードできる<sup>(21)</sup>。

## 5 まとめにかえて

平成28年4月1日から障害者差別解消法(正式名:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)<sup>(22)</sup>が施行された。この法では、「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定され、社会全体での取組みが求められている。このように社会の状況が変わる中、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許状を取得した人は次に第2種特別支援学校教諭免許状(知的障害者に関する教育の領域)を取得し、児童生徒だけでなく保護者の期待に応えうる教員をめざしてほしい。さらには、肢体不自由、病弱、聴覚障害、視覚障害の領域にも挑戦していただきたい。そのことが資質を向上させるだけでなく、教員としての責務を果たし豊かな教員人生を送ることにつながると考える。

### 【注】

- (1) 森 均:「高校における特別支援教育の課題」、月刊高校教育、2011年1月号、学事出版、p44-47
- (2) 注(1)参照
- (3) 学校基本調査学校数:文部科学省生涯学習政策局政策課、学校基本調査>年次統計>総括表>学校数 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001074559&cycode=0>>(平成28年11月27日)
- (4) 特別支援学級:学校教育法(昭和22年法律第26号 平成23年6月改正)の第81条第2項本文には、「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれか



に該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と定められ、各号には次の者が掲げられている。

1. 知的障害者
2. 肢体不自由者
3. 身体虚弱者
4. 弱視者
5. 難聴者
6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

なお、特別支援学級は、学校によって、養護学級、育成学級、心障学級、障害児学級、実務学級、学習室、総合学級、個別支援学級、なかよし学級、あすなろ学級、すみれ学級など、さまざまな呼び方がある。

- (5) 特別支援教育資料（平成 26 年度）：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1358539.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1358539.htm)>（平成 28 年 11 月 27 日）
- (6) 平成 16 年度特別支援教育資料：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
<[http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/tk\\_data/tk\\_data\\_h16.html#top](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/tk_data/tk_data_h16.html#top)>（平成 28 年 11 月 27 日）
- (7) 平成 6 年度特殊教育資料：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所  
<[https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/tk\\_data/tk\\_data\\_h06b.html](https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/tk_data/tk_data_h06b.html)>（平成 28 年 11 月 27 日）
- (8) 通級による指導：学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた指導を「通級指導教室」といった場で行う特別支援教育の一つの形態である。障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、弾力的に提供する。本文でも述べたように、この指導は週に数単位時間程度の指導であり、教科の学習等大半の授業は、通常の学級で行われる。
- (9) 特別支援教育資料（平成 24 年度）：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1335679.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1335679.htm)>（平成 28 年 12 月 3 日）
- (10) 特別支援教育資料（平成 25 年度）：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1348283.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1348283.htm)>（平成 28 年 12 月 3 日）
- (11) 注（3）参照
- (12) 特別支援教育の現状と課題：中央教育審議会教育課程企画部会資料 3・3 平成 27 年 4 月 28 日 <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2015/05/25/1358061\\_03\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/05/25/1358061_03_03.pdf)>（平成 28 年 12 月 5 日）
- (13) 「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（高等学校におけ

る特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告) : 文部科学省 平成 28 年 3 月 31 日 <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/03/\\_\\_\\_icsFiles/afiedfile/2016/03/31/1369191\\_01\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/03/___icsFiles/afiedfile/2016/03/31/1369191_01_1_1.pdf)> (平成 28 年 12 月 5 日)

- (14) 第 2 種特別支援学校教諭免許状 別紙資料 1
- (15) 放送大学 特別支援学校教諭免許状 <<http://www.ouj.ac.jp/hp/purpose/sikaku/teacher/02.html>> (平成 28 年 12 月 5 日)
- (16) 教育職員免許法第 3 条第 3 項 :  
特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。  
教育職員免許法附則第 16 項 :  
教育職員免許法第 3 条の規定にかかわらず、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる。
- (17) 筑波大学免許法認定公開講座 : <<http://www.tsukuba.ac.jp/education/extension/license.html>> (平成 28 年 12 月 5 日)
- (18) 単位修得証明書 : 別紙資料 2  
なお、免許法認定講習の単位修得証明書も同様の様式である。
- (19) 教育職員免許法別表第 7 による申請 (大阪府) : 別紙資料 3 <[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/attach/s\\_0000-2757\\_6\\_8.pdf](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/attach/s_0000-2757_6_8.pdf)> (平成 28 年 12 月 5 日)
- (20) 教育職員免許法第 6 条 (教育職員検定) : 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。
- (21) 教育職員検定願 : 別紙資料 4 「申請書類の様式 (附則第 19 条) - 大阪府」 <[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/attach/s\\_0000-2757\\_9\\_2.pdf#search=%27%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E7%8A%B6%E6%A4%9C%E5%AE%9A%E9%A1%98%27](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/attach/s_0000-2757_9_2.pdf#search=%27%E6%95%99%E8%82%B2%E8%81%B7%E5%93%A1%E5%85%8D%E8%A8%B1%E7%8A%B6%E6%A4%9C%E5%AE%9A%E9%A1%98%27)> (平成 28 年 12 月 5 日)  
人物・身体検定に関する証明書等の様式もダウンロードできる。
- (22) 障害者差別解消法 : <[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)> (平成 28 年 12 月 10 日)



# 特別支援学校教諭 2 種免許状

本籍地 大阪府

森 均

昭和 年 月 日生

上の者に教育職員免許法第 6 条の定めるところにより下記の領域について特別支援学校教諭 2 種免許状を授与する

記

知的障害者に関する教育の領域

授与条件

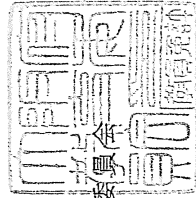
基礎となる免許状	種 類	高等学校教諭専修免許状
卒業又は修了した学校又は教育機関	授与年月日	昭和 56 年 3 月 31 日
基礎資格	※※※※※※	
修得科目の種類及び単位数 「修得した学校又は教育機関」	特別支援教育に関する科目	筑波大学 (免許法認定公開講座)
	※※	6 単位
	※※	※※ 単位
	※※	※※ 単位
	※※	※※ 単位
主として単位の修得した科目の分野		※※※※※※
教員資格認定試験実施機関		※※※※※※
合格証書の番号		※※※※※※
合格証書の年月日		※※※※※※

備 考

教育職員免許法別記第 7

平成 年 月 日

大阪府教育委員会



平 特支 2 第 号

# 単位修得証明書

氏名 森 均

昭和 年 月 日 生

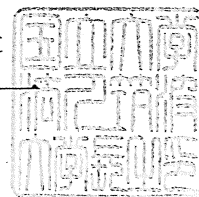
上記の者は平成20年度筑波大学免許法認定公開講座（文部科学大臣認定・20学文科初第9号 平成20年6月11日）において、下記の単位を修得したことを証明する。

## 記

免許法施行規則に定める科目区分		開設科目名	中心となる領域	単位	免許状の種類
科目	各科目に含める必要事項		含む領域		
特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	障害児の心理・生理・病理・教育課程・指導法論（H20認定講座）	重複・LD等領域 視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	2	特支一種免 特支二種免 (視覚障害者) (聴覚障害者) (知的障害者) (肢体不自由者)

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学長  
岩 崎 洋 一



■申請方法	教育職員免許法 別表第7
■取得内容	①実務経験を活かして特別支援学校教諭免許状を取得する場合 ②既取得の特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加をする場合
■主な取得要件	教員としての実務経験と、基礎免許状を取得後に修得した単位

	申請必要書類	備 考													
1	教育職員免許状検定願	・大阪府ホームページからダウンロードできます。													
2	①人物・身体検定に関する証明書 (現職の教員の方) ②身体に関する証明書 (現に教員ではない方) 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・①は所属長(学校長)又は実務証明責任者(市町村教育委員会等)から証明を受けてください。 ・②は公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。													
3	実務に関する証明書 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長及び実務証明責任者から証明を受けてください。													
	<p>■必要な実務経験年数</p> <p>基礎免許状を取得した後、特別支援学校教員としての実務経験が必要です。 2種免許状を取得する場合は、基礎となる免許状に対応した校種(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校)の教員としての実務経験を含みます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>取得しようとする免許状</td> <td>専修</td> <td>1種</td> <td>2種</td> <td rowspan="3">実務経験は講師経験でも可能 過当たり10時間以上の持ち時間で 常勤換算します。 (例) 過当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験</td> </tr> <tr> <td>基礎免許状</td> <td>特支免 の1種</td> <td>特支免 の2種</td> <td>幼・小・中・高 の普通免許</td> </tr> <tr> <td>実務経験年数</td> <td colspan="3">3年以上</td> </tr> </table>		取得しようとする免許状	専修	1種	2種	実務経験は講師経験でも可能 過当たり10時間以上の持ち時間で 常勤換算します。 (例) 過当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験	基礎免許状	特支免 の1種	特支免 の2種	幼・小・中・高 の普通免許	実務経験年数	3年以上		
取得しようとする免許状	専修	1種	2種	実務経験は講師経験でも可能 過当たり10時間以上の持ち時間で 常勤換算します。 (例) 過当たり5時間12か月勤務 ⇒6か月の実務経験											
基礎免許状	特支免 の1種	特支免 の2種	幼・小・中・高 の普通免許												
実務経験年数	3年以上														
4	学力に関する証明書 【発行日から6か月以内のもの】 ※認定講習、認定公開講座の証明書については、発行日に関係なく申請にお使いいただけます。	・大学等で入手してください。 ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する免許状の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。(例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要)													
5	宣誓書(現職の教員の方は不要)	・大阪府ホームページからダウンロードできます。													
6	すでに教員免許状をお持ちの方は免許状の原本とコピー、紛失している場合は授与証明書	・新教育領域の追加の場合、元となる特別支援学校教諭免許状または盲・聾・養護学校教諭の免許状は、 <u>原本を回収</u> します。元となる免許状を紛失している場合は、「免許状の再交付」の手続きが必要です。													
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 (上記証明書類に記載の氏名・都道府県名が申請時と異なる場合) 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役場で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地から、変更後(申請時点)の氏名・都道府県本籍地までの経緯を確認できるものが必要です。													
8	郵便切手 450円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。													
9	大阪府証紙 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。ひとまず現金でご用意いただき書類審査の後、購入していただきます。													

※「領域追加」申請時の注意

既に「特別支援学校教諭免許状(盲・聾・養護学校教諭免許状を含む)」を取得されており、当該免許状への「新教育領域の追加」をする場合は、取得済の免許状を授与した都道府県教育委員会が申請先となります。また、領域追加を行う取得済の免許状の氏名・都道府県本籍地が、現在と異なる場合は、「免許状の書換」の手続きが必要です。

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">大 阪 府 証 紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">免許状 1 枚につき 5,600 円分の大阪府証紙をお貼りください</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">「収入印紙」ではありませんのでご注意ください</p> </div>
---

## 教 育 職 員 検 定 願

平成 年 月 日

大阪府教育委員会様

本籍地	都道府県	現住所	
			TEL (     )     —
ふりがな			昭・平 年 月 日生
氏名			

教育職員検定により、下記のとおり教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

記

申請する免許状の種類	
------------	--

	学歴	在 学 期 間			学 校 又 は 教 育 施 設 名	部 科 名	卒業・修了・中退の別
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			
		年 月 日から	年 月 日まで	年 月			

ここより下は記入しないこと

授与年月日	平成 年 月 日	受付番号	修得単位			
在職年数	実労働時間数	基礎資格等	修得単位			
(新・旧) 年度	年 時間	【基礎資格】 ( ) 指定保育士養成施設を卒業 ( ) 保育士試験に合格している ※確認した書類 ( ) 保育士証 ( ) 保育士(保母)資格証明書 ( ) 指定保育士養成施設卒業証明書 ( ) 保育士試験合格通知書 【一種】 ( ) 学士の学位 (大学名 ) (卒業年月日 ) 【二種】 ( ) 短期大学の学位 ( ) 高等学校卒業	教職に関する科目	8		
	3年 4,320時間以上※ ※6時間×20日×36月		教職の意義等に関する科目 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む) 教育の基礎理論に関する科目 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 幼児理解の理論及び方法	2	2	1

で単位を修得

(裏面)

教員免許状等	現に有するもので、 免許法によるもの (旧令によるものを 含む。)等	授与年月日	免許状の種類	教科又は 教育領域	授与権者名	免許状番号
	(記入例)	平21.3.31	小学校教諭二種		大阪府教委	平20小二第0000号

職  歴	在 職 期 間			勤 務 箇 所	職 名
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	
	年	月	日から 日まで	年 月	

**宣 誓 書**

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに該当しないことを宣誓します。

平成 年 月 日

大阪府教育委員会 様

氏 名 (自署)

---

(参考) 教育免許法第5条第1項

第3号 成年被後見人又は被保佐人

第4号 禁錮刑以上の刑に処せられた者

第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第7号 日本国憲法施行日の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者